

電子入札利用者の登録はお済みですか

電子入札とは

物品の一般競争入札（※）において、事務所のパソコン等からインターネット回線を利用して行う入札です。紙による入札に比べ、入札参加機会の拡大や入札手続きの簡素化を進めることが可能です。**電子入札の利用者登録がお済みでない方はこの機会に登録をお願いします。**

利用者登録にはICカードとカードリーダーの購入が必要です。

※県では160万円超の物品又は250万円超の印刷物を調達する際（3,600万円以上のWTO案件を除く）の条件付き一般競争入札において電子入札を実施しています

電子入札利用登録のメリット

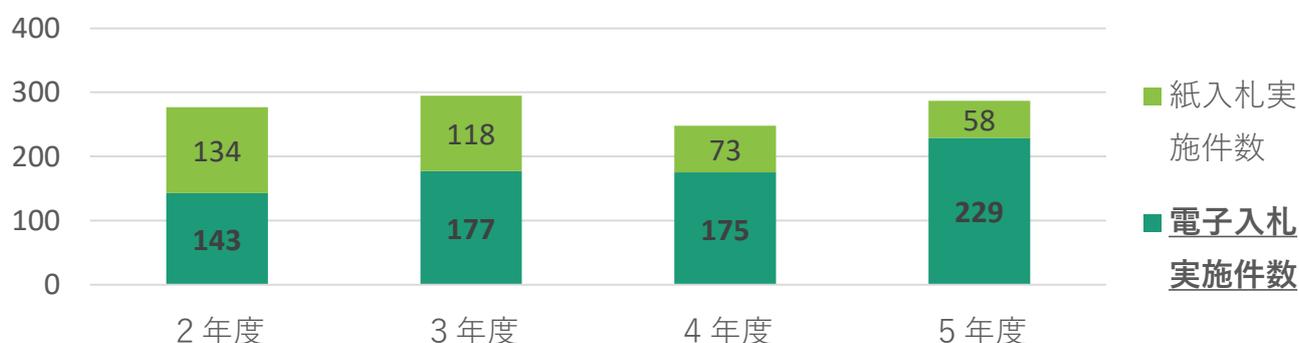
紙入札（電子利用未登録）

- 入札書の作成と開札場所への持参又は郵送
⇒開札場所への移動時間や入札書の投函が必要、入札書の記載誤りによる無効な入札書の可能性が高い
- 入札方式が電子入札である場合、電子入札案件への参加が不可

電子入札（電子利用登録済み）

- パソコンにより電子入札システムにログインし入札額を入力
⇒平日の9時～17時までの間に入札額を入力、事業者名の入力や社判の押印は不要、入力誤りによる無効な入札書の可能性が低い
- 電子入札案件が増加しており、入札参加機会の拡大

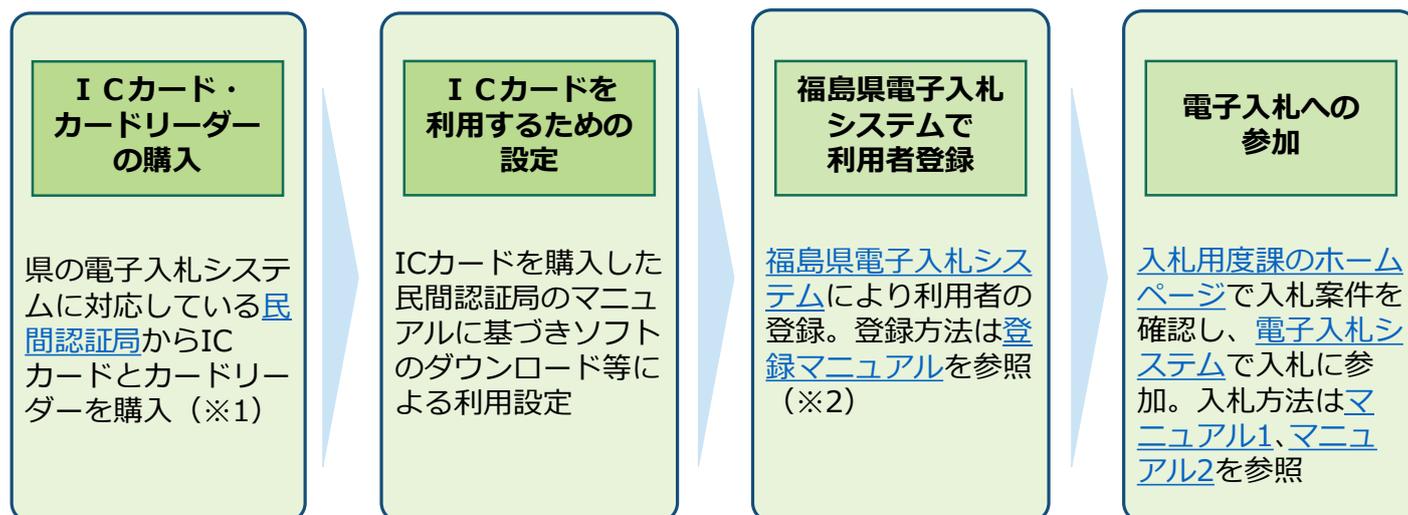
県における電子入札・紙入札の発注状況



電子入札実施件数は毎年度増加しています
電子入札の利用登録をしていないと電子入札案件には参加できません

電子入札利用者登録の手続き・問合せ先は裏面をご覧ください

電子入札利用者登録の手続き



※1 購入の際、電子入札に利用するパソコンの性能がICカードの利用に必要な性能を備えていることを[民間認証局](#)のホームページで確認

※2 利用者の登録前に[福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿](#)に登録されていることが必要

※ **電子入札システム（物品）の全般については県入札用度課のホームページをご覧ください**

福島県電子入札システム（物品）

検索



ICカードとカードリーダーの購入価格

ICカードとカードリーダーの購入価格は民間認証局により異なります。ICカードの利用期間が1年間の場合、概ね1万円前後です。利用期間が長くなるほど購入価格は高くなります。また、カードリーダーは利用期間に関わらず約1万円前後です。利用できるサービス（電子入札だけでなく電子納税等も可能）も民間認証局で異なります。[民間認証局のホームページ](#)で内容を確認の上、ご購入ください。

問合せ内容	問合せ先	電話番号
電子入札システムの運用	福島県入札用度課	024-521-7413 平日：8：30～17：15
パソコンの設定・電子入札システムの操作	日立システムズ 電子入札ヘルプデスク	0570-021-777 平日：9：00～12：00 13：00～17：00
ICカードの購入・設定	購入予定又は購入先のコアシステム対応認証局	

電子入札システム関係の[よくある質問と回答](#)（県入札用度課作成）も参考にしてください